

道路占用許可基準の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○道路占用許可基準 平成3年4月1日告示第100号 改正 平成15年7月8日告示第317号 平成19年12月19日告示第700号 平成22年3月1日告示第93号 平成30年12月20日告示第672号 令和元年11月25日告示第376号 令和7年**月**日告示第***号 道路占用許可基準 第1から第35まで（略） <u>（道路法施行令第16条の3各号に掲げる歩行者利便増進施設等）</u> <u>第36 第2、第5、第7、第8、第10、第11、第13、第19、第21から第23まで、第26から第29まで及び第35の基準にかかわらず、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国土交通省国道利第24号）」による。</u> <u>（都市再生特別措置法施行令第17条各号に掲げる施設等）</u> <u>第37 第2、第5、第7、第21から第23まで、第26から第29まで及び第35の基準にかかわらず、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成23年10月20日付け国土交通省国道利第22号）」による。</u> 第38 第1から第37までの基準によりがたいと認められる場合は、そのつど市長が定める。	○道路占用許可基準 平成3年4月1日告示第100号 改正 平成15年7月8日告示第317号 平成19年12月19日告示第700号 平成22年3月1日告示第93号 平成30年12月20日告示第672号 令和元年11月25日告示第376号 道路占用許可基準 第1から第35まで（略） <新設> <新設> 第36 第1から第35までの基準によりがたいと認められる場合は、そのつど市長が定める。

国 道 利 第 2 4 号
国 道 環 第 7 9 号
令和 2 年 11 月 25 日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長
環境安全・防災課長

歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について

道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号）が令和 2 年 5 月 27 日に公布され、同年 11 月 25 日から施行された。また、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 329 号。以下「整備政令」という。）が同日から施行された。

改正後の道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項第 3 号の規定により、法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）であって、法第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき道路管理者が指定した歩行者利便増進道路（法第 48 条の 21 の技術的基準に適合するものに限る。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設置されるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用許可については、いわゆる無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が設けられた。利便増進誘導区域の指定及び当該特例の運用については下記のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

第 1 利便増進誘導区域の指定

道路管理者は、以下により利便増進誘導区域を指定するものとする。

1 基本方針

歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することを目的として、以下の要件を満たす場所を指定する。

なお、地域の実情等に応じて、既に実施されている交通規制により歩行者の円滑な通行が確保される道路や上空通路、地下通路、道路予定区域などの道路空間についても利便増進誘導区域として指定できるものとする。

(1) 歩行者の通行のための幅員の確保

ア 歩道に利便増進誘導区域を指定する場合

道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「構造令」という。）第 11 条第 3 項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、3.5m 以上、その他の道路にあっては 2 m 以上）を確保した上で、区域を指定するものとする。

イ 自転車歩行者道に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第 10 条の 2 第 2 項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、4 m 以上、その他の道路にあっては 3 m 以上）を確保した上で、区域を指定するものとする。

ウ 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第 39 条第 1 項及び第 40 条第 1 項に規定する幅員（自転車歩行者専用道路については 4 m、歩行者専用道路については 2 m）を確保した上で、区域を指定するものとする。

(2) 占用許可に係る基準への適合

利便増進誘導区域の指定に際しては、占用が具体的に見込まれる歩行者利便増進施設等の占用許可に係る場所の基準に適合する場所を指定することにより、当該区域内における個々の占用許可の審査の合理化を図ることができることから、原則として、次に掲げる基準に適合する場所を指定するものとする。

ア 占用が見込まれる歩行者利便増進施設等が地面に接する場合には、その部分が車道以外の道路の部分であること。

車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

なお、地面に接する部分が歩道であるとき、その場所は歩道内の車道に近接する部分に限られないことに留意すること。

イ 交差点等の地上でないこと。

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上を利便増進誘導区域として指定

しないこととする。

ウ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等が利便増進誘導区域に含まれる場合には、これらの通路等の設置目的を害さない場所で、かつ、当該通路等の占有者が構造上安全と認めた場所であること。

エ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

2 警察署長との協議（法第 33 条第 3 項関係）

利便増進誘導区域の指定に当たっては、以下の書面を用い、事前に当該区域を管轄する警察署長に協議することとし、歩行者交通量の増加や歩行者動線の変化、歩行者と車両の交錯の増加に伴い必要となる交通事故防止策、歩行者利便増進施設等の設置に伴う道路使用許可への対応等、当該区域における道路交通への影響について調整することとする。

- ① 道路台帳の図面に利便増進誘導区域の範囲を示したものと及びその断面図等
- ② 歩行者交通量調査結果（歩道等の必要となる有効幅員を確認するため）
- ③ 利便増進誘導区域に指定する場所及び沿道等周辺の状況が分かる写真等の資料（車両出入口の配置や店舗等の立地状況を確認するため）
- ④ 想定される歩行者利便増進施設等及びその配置イメージを示した資料

3 指定の公示（法第 33 条第 4 項関係）

道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ、その旨を公示するものとし、別添の利便増進誘導区域公示例により事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により、これを行うものとする。公示期間は、原則として、公示の日の翌日から 30 日間とする。

利便増進誘導区域の変更又は解除に伴う公示手続も同様とする。

第 2 歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱い

歩行者利便増進施設等の道路占用については、次のとおり取り扱うこととする。

1 通則

(1) 歩行者利便増進施設等

整備政令による改正後の道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 16 条の 2 の規定により、歩行者利便増進施設等は、法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、次のものをいう。

なお、アからオまでに掲げる工作物、物件又は施設のうち、カ(ア)及び(ウ)に該当しないものであっても、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられることは妨げられるものではないことに留意すること。

- ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下「景観形成広告塔等」という。）
- イ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの（以下「ベンチ等」という。）
- ウ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの（以下「標識等」という。）
- エ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの（以下「食事施設等」という。）
- オ 令第 11 条の 10 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの（以下、単に「自転車駐車器具」という。）
- カ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの（以下「イベント施設等」という。）
 - (ア) 広告塔その他これに類する工作物
 - (イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設（以下「露店等」という。）
 - (ウ) 看板、旗ざお、幕及びアーチ

(2) 方針

歩行者利便増進施設等を設置するための道路占用で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、法第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

ア 利便増進誘導区域内に設けられるものであること。

イ 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられること。

ウ 法第 33 条第 1 項の政令（第 9 条から第 16 条まで）で定める基準に適合すること。

なお、歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域外における道路の占用及び利便増進誘導区域内の歩行者利便増進施設等以外のための道路の占用については、一般的な道路の占用として取り扱われ、これが妨げられるものではないことに留意すること。

2 歩行者利便増進施設等の占用許可に係る基準

道路管理者は、歩行者利便増進施設等の占用許可申請を受けた場合、原則として、次に掲げる基準に適合することを確認した上で、許可の適否を判断するものとする。

(1) 占用の場所（令第 10 条、第 11 条の 7 及び第 11 条の 10 関係）

第 1 の 1 (2) に掲げる基準に適合する場所を利便増進誘導区域に指定することにより、歩行者利便増進施設等が利便増進誘導区域内に設けられることが確

認されれば、これらの基準を満たすものと取り扱うことができるものである。

したがって、歩行者利便増進施設等の占用の場所については、利便増進誘導区域内であることを確認した上で、次のとおり取り扱うこととする。

ア 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

歩行者利便増進施設等（看板、ひさし等）を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保させることとする。

イ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等に食事施設等及び露店等を設置する場合は、建築基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、上空通路、地下通路等は、本来、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するため占用が認められるものであり、食事施設等及び露店等を通路等の内部に二次占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占有することまで認めるものではない。

(2) 構造（令第12条関係）

歩行者利便増進施設等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

歩行者利便増進施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、歩行者利便増進施設等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。景観形成広告塔等については、音声を用いたものではないこと。

イ 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

歩行者利便増進施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

ウ 維持、更新等の作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

エ 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等並びにイベント施設等のうち広告塔、看板、旗ざお、幕及びアーチ（以下「イベント用広告塔等」という。）については、歩行者が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

オ 景観形成広告塔等及びイベント用広告塔等については、表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。

車道寄りの場所に設置する場合、表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導

して協見運転を惹起させるものではないこと。

カ 食事施設等及びイベント施設等については、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

次に掲げる事項に該当する食事施設等及びイベント施設等の占用は、許可しないものとする。

(ア) 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

(3) 占用主体

歩行者利便増進施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び歩行者利便増進施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体になることができないものとする。

(4) 占用許可の条件

歩行者利便増進施設等の占用許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

ア 歩行者利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等のないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

イ 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等及び広告塔等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと

ウ 食事施設等及び露店等については、その設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(5) その他

歩行者利便増進施設等の占用の許可を行うに当たっては、次の点に留意することとする（ア及びイにあつては、食事施設等及び露店等の場合に限る。）。

ア 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

イ 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

ウ 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管

理がなされるものであること。

3 一般的な占用許可基準の適用除外

歩行者利便増進施設等の占用許可に当たっては、それぞれ次に掲げる通知の規定は適用しないこととする。

(1) 景観形成広告塔等

「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省道政発第 52 号) 別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」(以下「路上広告物等の占用許可基準」という。)のうち、第 4 (2) 及び(3)イ(高架構造(横断歩道橋を含む。))に限る。)、第 5、第 6 (2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。)並びに第 7 (3) 及び(4)

(2) ベンチ等

「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(平成 6 年 6 月 30 日付け建設省道政発第 32 号)のうち、記 I 2 (2) 及び 4 (1) 並びに II 2 (2)、3 (4)、4 (1) 及び 5

(3) 標識等

路上広告物等の占用許可基準のうち、第 4 (2) 並びに(3)イ、へ(橋(長さ 20 m 以下のものを除く。))及びトンネルの前後それぞれ 10m の区域内に限る。))及びト(踏切道の前後それぞれ 10m の区域内に限る。))、第 5、第 6 (2) 後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。)並びに第 7 (3) 及び(4)

(4) 食事施設等

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成 23 年 10 月 20 日付け国道利発第 20 号) 別紙「食事施設等の占用許可基準等について」のうち、2 (1)、5 及び 7 (3)

(5) 自転車駐車器具

「道路法施行令の一部改正について」(平成 18 年 11 月 15 日付け国道利第 31 号) 別紙「自転車、原動機付自転車、二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」のうち、1、2 及び 3 (1) イ

(6) 広告塔等

路上広告物等の占用許可基準のうち、第 4 (2) 並びに(3)イ(高架構造(横断歩道橋を含む。))に限る。))及びへ(橋(長さ 20m 以下のものを除く。))及びトンネルの前後それぞれ 10m の区域内に限る。))、第 5、第 6 (2) 後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。)並びに第 7 (3) 及び(4)

4 占用料の取扱い

歩行者利便増進施設等の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給

など)が行われる場合にあつては、政令で定める占用料の額の90%を減額するものとする。ただし、この減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用しない。

【別添】
年 月 日

(道路管理者)

利便増進誘導区域の指定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和○年○月○日から、30 日間一般の縦覧に供する。

記

1. 利便増進誘導区域の指定日
2. 道路の種類及び路線名
3. 利便増進誘導区域として指定する場所（別紙参照）
4. 図面縦覧場所

（記載要領）

- 1 道路の種類及び路線名は該当する路線の道路台帳から転記する。
- 2 利便増進誘導区域として指定する場所を、都道府県、市区町村及び地番等のみによっては正確に記載しがたいときは、別紙として付す図面の着色した範囲等により示すものとする。

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて
(平成23年10月20日国道利第22号国土交通省道路局路政課長通達)

最終修正：平成28年9月1日国道利第9号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号。以下「改正法」という。）が平成23年4月27日に公布され、また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号。以下「整備政令」という。）が平成23年10月19日に公布され、道路関係規定については平成23年10月20日から施行されることとなった。

改正法による改正後の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生特措法」という。）においては、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用の許可に当たっては、道路法第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が創設されるとともに、特定都市道路（都市再生特措法第36条の3第1項に規定する特定都市道路をいう。以下同じ。）については、特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。）の認可を受ければ建築物を設けることが可能となった。

これらのうち、都市再生特措法第62条等に規定する道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の運用については別紙1「都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、整備政令による改正後の都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号。以下「特措法施行令」という。）第16条に列举された工作物、物件又は施設（以下「都市再生工作物等」という。）ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙2「占用特例を適用する場合の占用許可基準等について」のとおりとする。

また、特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路の占用の許可に係る運用及び許可基準については別紙3「特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について」のとおりとする。

都市再生特措法に係る占用の許可に当たっては、別紙1から別紙3の事項に十分留意し、その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあつては都市再生工作物等が占用されることにより生ずる都市の再生に資する効果及び道路通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考えると、都市再生工作物等が道路区域に設置されることが望ましいといえる場合があることから、厳格な手続を定めた上で無余地性の基準を除外したものであることから、占用特例の対象とならない場合の占用については、無余地性の基準、道路構造又は道路交通への支障等を十分に検討し、従前のとおり適切に対応されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

別紙 1

都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

(1) 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて都市再生整備計画に記載することができることとされている。（都市再生特措法第46条第10項）

市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得なければならないことから、道路管理者は市町村からの協議に対応することとなる。（都市再生特措法第46条第11項）

(2) 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）

市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は当該都市再生整備計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

(3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要領の策定を行うものとする。

(4) 提案の募集及び選定委員会による選定

上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。

(5) 道路占用許可手続（道路法第32条）

選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。

(6) 占用の終了及び原状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用主体は道路を原状に回復しなければならない。

2 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村から占用特例に係る記載の協議があった場合には、特例道路占用区域を指定して無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占用許可を行い得るか否かを考慮して同意の判断をすること。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置方策が物件ごとに記載され、当該措置が道路交通環境の維持及び向上に十分なものであることを確認すること。

協議の同意を行うに際しては、市町村との間で次の点について確認しておくこと。

- (1) 占用特例を適用して許可した占用に関し、都市再生整備計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には当該計画を策定した市町村が主体的に対応すること。
- (2) 道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があること。
- 3 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）
 - (1) 特例道路占用区域の検討
占用特例を適用して設置しようとする物件を道路区域に設置する際の許可基準に適合する区域とすること。
 - (2) 市町村からの意見聴取
市町村からの意見聴取は、道路管理者が指定しようとする区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものかどうかについて意見を聴くものであり、最終的には道路管理者が責任をもって決定すること。
 - (3) 警察署長への協議
道路区域内に物件を置く場合には、道路交通法第77条第1項に規定する道路使用の許可を道路占用許可とは別に受けなければならないことを踏まえ、具体的な区域の指定に当たっては、当該地域を管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
 - (4) 特例道路占用区域を指定する際の指定の区域及び施設等の種類の公示
道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、①都市再生特措法第62条第1号に規定する道路の区域を指定する旨、②特例道路占用区域（図面）、③当該特例道路占用区域に設けることのできる都市再生工作物等の種類について事務所への備付けに加え、ホームページへの掲載その他の方法により公示すること。
- 4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定
特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等で構成する委員会を設置し、提案募集要領（占用主体の選定基準及び都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いの方針を含む。）の案の検討を求め、検討結果を踏まえて道路管理者が提案募集要領を策定すること。都市再生整備計画を策定する際に設置される市町村都市再生整備協議会等の既存組織を活用することは差し支えないが、構成員に配慮すること。
なお、地方公共団体からのヒアリング等の結果、特例道路占用区域への占用希望者が一者しか想定されない場合又は特例道路占用区域で特定の者が占有を行うことについて十分な理由がある場合には、選定委員会の設置、提案募集要領の策定及び次の記5の手続を省略しても差し支えない。
- 5 提案の募集及び選定委員会による審議
提案募集の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。
提案募集に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した上で選定委員会に審議を求めること。
 - (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
 - (2) 道路占用の許可基準に反するもの、道路の構造、交通に著しく支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
 - (3) 道路管理者が提案主体に確認を行った結果、実現意思又は実現可能性に欠けると

判断されるもの

6 道路占用許可手続（道路法第32条及び都市再生特措法第62条第5項）

選定委員会の審議の結果を踏まえ、占用許可手続を行うこと。申請者から占用許可申請書を受ける際には、必ず、申請書に都市再生特措法第46条第10項の措置を記載した書面を求め、記載されている措置内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた内容であることを確認することとし、当該確認ができない場合には、許可を行わないこと。

なお、占用許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すること。

- (1) 占用主体より申請時に添付された都市再生特措法第46条第10項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること。

7 道路占用の終了及び原状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、引き続き占用特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記4から6の手続を行うこと。この場合において、それまでの占用主体とは異なる者が占用することとなった場合、従来の占用主体に対し原状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

別紙 2

占用特例を適用する際の占用許可基準等について

第一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

1 方針

広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下、「景観形成広告塔等」という。）を占用特例の対象とすることとしたのは、景観形成広告塔等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があります、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、景観形成広告塔等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」第4（2）及び（3）イ（高架構造（横断歩道橋を含む。）に限る）、第5、第6（2）後段及び（3）（反射材料式に係る部分を除く。）、第7（3）及び（4）の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 景観形成広告塔等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

景観形成広告塔等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（特措法施行令第21条第1号）

景観形成広告塔等は、植樹帯、地下歩道の壁面、上空通路の内壁等に設置されることを想定しているところであり、景観形成広告塔等の地面に接する部分は車道以外の道路の部分にあることとする。車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に景観形成広告塔等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第10条第1号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第10条第1号ロ）

景観形成広告塔等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

3 構造

景観形成広告塔等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
景観形成広告塔等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。
また、景観形成広告塔等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであるとともに、音声を用いたものではないこと。
- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
景観形成広告塔等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。
- (3) 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。(特措法施行令第21条第2号)
景観形成広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。
- (4) 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (5) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 占用主体

景観形成広告塔等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び広告塔等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

5 占用の許可の条件

景観形成広告塔等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 景観形成広告塔等又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(2) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

第二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

1 方針

食事施設等（道路法施行令第7条第8号に掲げる施設。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があります、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利第20号）別紙「食事施設等の占用許可基準等について」中2（1）、5及び7（3）の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること。
- (3) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の都市再生整備計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建築基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

3 占用主体

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

第三 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第11条の9第1項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占用特例の対象とすること

としたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があります、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号国土交通省道路局長通知）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」1及び2の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものではないこと。

2 占用の場所、構造、占用許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

3 占用主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

別紙 3

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について

1 概要

都市再生緊急整備地域内において都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区に関する都市計画に、道路（都市計画において定められた計画道路を含む。）の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用できる区域（重複利用区域）を定め、かつ、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めることにより、重複利用区域内の道路（特定都市道路）については道路内建築制限に係る規制が適用しないものとされた。

2 都市再生特別措置法に基づく手続

特定都市道路の上空に施設等の設置をするため必要な手続については、次のとおりとする。

(1) 都市再生緊急整備地域の指定（都市再生特措法第4条第1項第3号）

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域について、都市再生特措法第3条で規定する都市再生本部が都市再生緊急整備地域として指定する政令を立案し、閣議決定を経て公布、施行されることにより指定されるものである。

(2) 都市計画への都市再生特別地区の設定（都市再生特措法第36条の2第2項）

道路管理者は、都市再生特別地区に関する都市計画を定める都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域においては指定都市）から、重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって、空間又は地下について上下の範囲を定めようとする旨の協議があった際には、次に掲げる事項を検討し、回答すること。

ア 建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下についての上下の範囲は、道路構造令第12条に定める建築限界に、必要に応じて当該道路の維持管理等のために必要となる空間等を考慮したものとし、道路交通又は空間の安全確保に努めること。

イ 市街地における道路空間は、単に通行の場等というにとどまらず、日照、採光、通風等の確保、非常時の避難路、消防活動の場等として重要な機能を有していることから、周辺地域の市街地環境に与える影響を十分に勘案し、良好な市街地環境の確保に努めること。

ウ 都市再生特別地区に関する都市計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には、当該計画を策定した都道府県又は指定都市が主体的に対応すること。また、その場合には、道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があることを、都道府県又は政令都市との間で確認しておくこと。

(3) 道路内の建築制限の特例等（都市再生特措法第36条の3第1項及び第2項）

特定都市道路については、建築基準法第43条第1項第2号に掲げる道路とみなして、建築物の敷地が2メートル以上接しなければならない道路としないこととされた。また、その上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、特措法施行令第9条で定める基準に適合するものであって、建築基準法第2条第1項第35号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、建築基準法第44条第1項

第3号に該当する建築物とみなされることとされた。この認可がなされない以上、道路の上空に建築物は建設できないこととなるので、占用許可に当たっては、当該認可を受けている、又は受けられる蓋然性が高いことを確認すること。

3 占用の場所

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- (2) 災害時における緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）以外の道路であること。ただし、道路上へのコンクリート片等の落下を防止するための占用主体による特段の措置その他の緊急輸送道路の機能を確保するため必要な措置が講ぜられる場合であって、緊急輸送道路の指定をした者が当該道路の上空に施設等を設けることについて同意した場合はこの限りではない。
- (3) 施設等の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電車線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。

4 占用施設の構造等

特定都市道路の上空に設ける施設等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 落下、倒壊、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。特に次に掲げる事項に該当する施設の占用は許可しないこと。

ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

- (2) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (3) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (4) 必要に応じ雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を備えるものであること。
- (5) 施設等の側面又は屋上から、人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (6) 施設等の外壁のうち、道路に面した部分に恒久的であると臨時的であるとを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

5 占用主体

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、施設等の修繕その他の維持管理能力

を具備していると認められる者であること。なお、自らは維持管理能力を持たない者であっても、第三者に施設等の維持管理業務を委託し、それを適切に監督する能力を有している等、施設等の維持管理を適切に行うことが可能であると判断できる場合は、維持管理能力を具備している者と認めることとする。

(2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に施設等の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。

(3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

6 占用の期間

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の期間については、5年以内の範囲で、占用の目的、施設等の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、建築物が老朽化して道路にコンクリート片が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合や、都市計画が変更されたことにより当該施設が計画に適合しなくなった場合等とする。

7 その他

(1) 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められる用途の施設又はこれらの用途に用いられることが想定される構造の施設等の占用は許可しないこと。

(2) 施設等の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

8 占用許可条件

占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

(1) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。

(2) 施設等の全部又は一部を第三者に賃貸しようとする場合は、事前に道路管理者へ報告をすること。

(3) 施設等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

(4) 建築基準法に定める構造耐力等の基準が変更された場合、当該基準を満たすため必要な耐震補強工事等の実施をすること。

(5) 都市再生特別地区に関する都市計画が変更されたことにより、施設等が当該計画に適合しなくなった場合、占用許可の更新は行わないこと。

9 留意事項

施設が道路の上空と高架下又は地下（高架下及び地下の場合も含む。）に及ぶ場合の各々の取扱いについては、道路の上空部分については本通達、高架下については「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について（平成21年1月26日国道利第17号又は第18号）」、地下については「道路の管理に関する取扱いについて（昭和32年5月29日建設省道発第147号の2）」によることとする。なお、この場合の占用料の徴収

については、道路の上空に設ける施設等の占用料のみを徴収する。

道路占用許可基準（改正案全文）

凡例	黄色マーカー箇所	特例を設ける対象となる基準
	赤字下線箇所	改正箇所（溶け込み済）

○道路占用許可基準

平成3年4月1日告示第100号

改正

平成15年7月8日告示第317号

平成19年12月19日告示第700号

平成22年3月1日告示第93号

平成30年12月20日告示第672号

令和元年11月25日告示第376号

令和7年**月**日告示第***号

道路占用許可基準

（道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物）

第1 電柱類の占用

1 占用の場所

- （1）歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置すること。
- （2）歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。
- （3）既設電柱がある場合は、共架柱とすること。
- （4）同一線路に係る電柱は、道路の同一側とすること。

2 占用禁止の場所

- （1）歩車道の区別のない道路における対側の既設電柱類から8メートル以内の部分
- （2）土地区画整理事業等により新設された道路（歩車道の区別のある道路で、歩道幅員が2.5メートル以上のものは除く。）

3 占用制限の場所

- （1）新設の電柱、電話柱については、法第37条第1項の規定に基づき告示された道路上の指定区域に設けることはできない。

4 占用物件の構造

- (1) 倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。

第2 地上電線等の占用

1 占用の場所

- (1) 占用物件の高さは、路面から5メートル以上とすること。ただし、既設電柱類に共架する場合その他技術上やむを得ずかつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては、4.5メートル以上、歩車道の区別のある道路の歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。
- (2) 道路を横断して架設する場合は、対側との最短距離で架設すること。
- (3) 共架により電柱類に架設する場合は、その電柱類の設置について占用の許可を受けている者の同意を得た場合に限る。

第3 変圧塔、配電塔等の占用

1 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が認める場合は、歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置することができる。この場合において、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。

2 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

3 占用物件の構造

- (1) 倒壊等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
- (3) 占用者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。
- (4) 前号に規定するもの以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。

第4 公衆電話所、郵便差出箱、信書便差出箱、交通整理員詰所等の占用

1 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 法敷等がない歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置するものとし、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (3) 法敷等がなく歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。この場合において、当該占用物件を設置した後の道路の有効幅員は、4メートル以上とすること。

2 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) バス停留所標識、消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分
- (5) 歩車道の区別のない道路における対側の占用物件から8メートル以内の部分

3 占用物件の構造

- (1) 倒壊等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 占用物件の方径又は直径は、1.2メートル以下とすること。

第5 広告塔の占用

1 地方公共団体、商店会等の団体が、公共的目的のために設置する場合に限る。

2 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。

3 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から10メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- (4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ10メートル以内の部分
- (5) バス停留所標識から30メートル以内の部分

4 占用物件の構造

- (1) 倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
- (3) 広告塔の方径又は直径は、1.2メートル以下とし、高さは、路面から5メートル以下とすること。
- (4) 占有者の名称を表示する場合は、その表示面積を0.5平方メートル以内とすること。

第6 警察官派出所、消防器具格納施設、公衆便所等の占有

1 占有の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。

2 占有物件の構造

- (1) 占有物件の大きさは、必要最小限の規模とし、倒壊等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

第7 石碑、モニュメント等の占有

- 1 国、地方公共団体、町内会、商店会等の団体が、公共的目的のために設置する場合に限る。

2 占有の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。

3 占有物件の構造

- (1) 倒壊等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限のものとすること。
- (3) 電力配線がある場合は、地下式とすること。
- (4) 占有者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。
- (5) 前号に規定するもの及び占有目的以外の広告物を表示しないものであること。ただし、占有物件が寄贈されたもので、寄贈者名等を表示する場合はこの限りではない。
- (6) 寄贈者名等を表示する場合は、その表示面積を0.5平方メートル以内とし、反射材料式でないこと。

第8 街灯及び防犯灯の占有

- 1 地方公共団体、町内会、商店会等の団体が設置する場合に限る。

2 占有の場所

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないも

のについては市長の指示する場所に設置すること。

(3) 同一路線に設置する場合は、同一側の灯柱と灯柱との間隔を15メートル以上、対側の灯柱との間隔を8メートル以上とすること。

(4) 既設電柱類がある場合は、共架とすること。

3 占用禁止の場所

(1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋

(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から3メートル以内の部分

(3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に3メートル以内の部分

(4) バス停留所、消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ3メートル以内の部分

4 占用物件の構造

(1) 倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

(2) 灯柱の側方に灯器を突き出す場合は、出幅を1.5メートル以下とし当該灯器の最下部は、路面から4.5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある歩道上においては、当該灯器の最下部は、路面から3.5メートル以上とすることができる。

(3) 灯柱の方径又は直径は、0.2メートル以下とすること。

(4) 灯柱は最大瞬間風速60メートル毎秒に耐えられるものとすること。ただし、路面からの高さが6メートル以下の場合は、最大瞬間風速50メートル毎秒に耐えられるものとすることができる。

(5) 配電線は、地下式とすること。ただし、ほかに供給する方法がないなど、やむを得ず上空に架設する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

ア 電線の本数は、必要最少限度とすること。

イ 電線の高さは、路面から5メートル以上とすること。

ウ 電線を支持するための吊り線は、他の法令や電線の保安上やむを得ない場合を除き、設置しないこと。

(6) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。

(7) 占用者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。

第9 公衆用ごみ容器、公衆用すいがら入れ等の占用

1 地方公共団体、町内会、商店会等の団体が設置する場合に限る。

2 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が認める場合は、歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置することができる。この場合において、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。

3 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分
- (5) 公衆用すいが入れにあっては、市が指定する路上喫煙防止重点区域。ただし、市が設置するものはこの限りでない。

4 占用物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 占用物件の方径又は直径は、0.5メートル以下とし、高さは、路面から0.8メートル以下とすること。ただし、公衆用すいが入れで、市が設置するものはこの限りでない。
- (3) 材質は、不燃性のものとすること。
- (4) 占用者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。
- (5) ごみ等の収集について、その責任者の名称及びその連絡先を表示したものであること。
- (6) 前2号に規定するもの以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。ただし、公衆用すいが入れで、市が設置するものについてはこの限りでない。

第10 ベンチ等の占用

- 1 地方公共団体、町内会、商店会等の団体又は一般乗合旅客自動車運送事業者が設置する場合に限る。

2 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 法敷等がない歩車道の区別のある道路では、バス停留所の前の歩道上に設置するものとし、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、車両の通行が禁止又は制限される道路については、市長が認める場合は、当該道路に設置することができる。

3 占用物件の構造

- (1) 堅固で、風雨等に対し耐久力を有するものであること。
- (2) 材質は、腐朽、退色しないものであること。
- (3) 占用物件の長さは、3メートル以下とし、幅は、0.7メートル以下とすること。
- (4) 占用者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。
- (5) 前号に規定するもの以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。ただし、寄贈された占用物件に表示する寄贈者名等及び一般乗合旅客自動車運送事業者が、自ら設置するバス停留所のベンチに整備促進と維持管理に要する費用への充当を目的として表示する広告物についてはこの限りではないが、次の各号に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 広告物および寄贈者名等（以下、「広告物等」という。）の幅及び高さは、ベンチの幅及び高さを超えないものとし、その表示面積は0.5平方メートル以内とすること。
 - イ 広告物等の表示は、1物件につき1個とすること。
 - ウ 広告物等は、反射材料式でないこと。
 - エ 広告物等の表示内容は、公序良俗に反するものでないこと。

第11 上屋の占用

- 1 路線バス事業者、タクシー事業者、その他の団体が公共的目的のために設置する場合に限る。
ただし、壁面付及び広告が添加されている上屋については、路線バス事業者が設置する場合に限る。
- 2 占用の場所
 - (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、市長が認める場合は、歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置することができる。この場合において、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上（自転車歩行者道にあっては、3メートル以上）確保すること。ただし、歩行者の交通量が多い場所にある場合は、3.5メートル以上（自転車歩行者道にあっては、4メートル以上）確保すること。なお、既に許可を受けている場合は、この限りでない。
 - (3) 上屋が壁面を有する場合、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所であること。
 - (4) 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロッ

クとの間に原則として0.75メートル以上の間隔を確保すること。

3 占用物件の構造

- (1) 倒壊、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 上屋の幅は、原則として2メートル以下とすること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (3) 上屋の高さは、路面から2.5メートル以上とすること。
- (4) 上屋は、雨水の処理を考慮した構造とすること。
- (5) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
- (6) 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- (7) 上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。
 - ア 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものとする。
 - イ 壁面の面数は、3面以内とすること。
 - ウ 壁面の材質は、透明なものとする。
 - エ 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- (8) 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。
- (9) 上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添加又は塗装をしないこと。ただし、バスの運行上必要と認められるものについては、この限りでない。

(道路法第32条第1項第2号に掲げる物件)

第12 管路の占用

- 1 管路を占用する場合は、地下式とする。ただし、行き止まり道路で交通量の少ない場所については、市長が認める場合は、架空式とすることができる。
- 2 占用の場所
 - (1) 地下に設ける公共事業管路は、別に告示する地下埋設物配置基準によること。
 - (2) 前号に規定するもの以外の管路は、別に告示する地下埋設物配置基準による管路の位置を除いた位置又は将来にわたり公共事業管路の占用がないと市長が認める位置に設置すること。
 - (3) 地上に設ける管路は、管路の下端を路面から5メートル以上とすること。

3 占用物件の構造

- (1) 地下に設ける管路は、堅固で耐久力を有するとともに、道路及び他の占用物件に支障を及ぼさないものであること。
- (2) 地上に設ける管路は、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

(道路法第32条第1項第4号に掲げる施設)

第13 日よけの占用

1

- (1) 歩車道の区別のある道路では、出幅は、路端から1メートル（歩道幅員が1メートル以下の場合には、当該歩道幅員）以下とし、高さは、歩道上では路面から日よけの下端まで2.5メートル以上とし、車道上では、路面から日よけの下端まで4.5メートル以上とすること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、出幅は、路端から1メートル以下とし、高さは、路面から日よけの下端まで4.5メートル以上とすること。ただし、出幅が0.5メートル以下の場合は、高さを路面から日よけの下端まで2.5メートル以上とすることができる。

2 占用物件の構造

- (1) 落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 材質は、難燃性の天幕類を使用すること。
- (3) 日よけの前面及び両側面に垂幕等を設置しないものであること。
- (4) 道路区域内に支柱を設けないものであること。

第14 アーケードの占用

「アーケードの取扱いについて（昭和30年2月1日付け国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）」による。

(道路法第32条第1項第5号に掲げる施設)

第15 地下街の占用

「地下街の取扱いについて（昭和48年7月31日付け建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）」及び「地下街に関する基本方針について（昭和49年6月28日付け建設省都計発第60号、道政発第53号、住指発第554号）」による。

第16 道路の上空に設ける通路の占用

「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」（平成30年7月11日付け国道利第7号）、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について（通知）」（平成30年7月11日

付け消防予第423号)、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」(平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号)及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号)」による。

第17 削除

第18 出入口通路の占用

1 占用の場所

(1) 法敷に設けること。

2 占用物件の構造

(1) 通路の幅は、4メートル以下とすること。ただし、他の法令等によりこれによりがたい場合は、この限りでない。

(2) 通路は、路面に対して段差のないような構造とすること。

(3) 通路は、道路に対して直角に設けること。ただし、道路の構造、地形等によりこれによりがたい場合は、この限りでない。

(4) 橋げたは、法面の天端に直接荷重をかけない構造とし、橋台は、道路区域外に設けること。

(5) 広告物を表示又は掲出ないものであること。

(6) 駐車場、商品置場等として使用しないものであること。

(道路法第32条第1項第6号に掲げる施設)

第19 露店の占用

1 祭礼、縁日、歳の市等の社会慣習上やむを得ない場合で、一時的に設けるものに限る。

2 占用の場所

(1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から1.5メートル以内で、歩道幅員の2分の1を超えない区域に設置すること。

(2) 歩車道の区別のない道路では、路端から1.5メートル以内で、道路幅員の3分の1を超えない区域に設置すること。

3 占用禁止の場所

(1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋

(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分

(3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

- (4) バス停留所標識、消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

4 占用物件の構造

- (1) 露店の間口は、2メートル以下とし、奥行は、1メートル以下とすること。
- (2) 露店を隣接して設置する場合は、10メートルごとに1メートル以上の間隔をあけること。

第20 宝くじ売場の占用

1 占用の場所

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置するものとし、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。

2 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) バス停留所標識、消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

3 占用物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 売場の大きさは、2平方メートル以内とすること。
- (3) 売場は、雨水の処理を考慮した構造とすること。
- (4) 占用者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。

(道路法施行令第7条第1号に掲げる物件)

第21 突出看板（袖看板）の占用

1 占用の場所

- (1) 歩車道の区別のある道路では、出幅は、路端から1メートル（歩道幅員が1メートル以下の場合には、当該歩道幅員）以下とし、高さは、歩道上では路面から袖看板の下端まで2.5メートル以上とし、車道上では、路面から袖看板の下端まで4.5メートル以上とすること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、出幅は、路端から1メートル以下とし、高さは、路面から袖看板の下端まで4.5メートル以上とすること。

2 占用物件の構造

- (1) 倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構

造とすること。

- (2) 袖看板の厚さは、0.5メートル以下のものであること。

第21—2 突出看板（壁面看板）の占用

1 占用の場所

- (1) 出幅は、路端から0.3メートル以下とし、高さは、路面から壁面看板の下端まで2.5メートル以上とすること。

2 占用物件の構造

- (1) 落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 壁面看板は、道路区域外の建築物の壁面に取り付け、道路の方向と平行して広告物を表示したものであること。

第22 電柱等の巻付け看板の占用

1 占用の場所

- (1) 巻付け看板の下端は、路面から1メートル以上、上端は、路面から3メートル以下とすること。
- (2) 巻付け看板は、1柱につき1個とすること。

2 占用物件の構造

- (1) 巻付け看板の大きさは、縦1.5メートル以下、横0.8メートル以下とすること。
- (2) 巻付け看板の表示面積は、1平方メートル以内とすること。
- (3) 巻付け看板は、前号に規定する面積の範囲内において、1個を2面として掲出することができる。

第22—2 消火栓標識、電柱等に添加する看板の占用

1 占用の場所

- (1) 添加する看板の下端は、路面から4.5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、3.5メートル以上とすることができる。
- (2) 柱から出幅は、0.8メートル以下とすること。
- (3) 添加する看板は、1柱につき1個とすること。

2 占用物件の構造

- (1) 落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 添加する看板の大きさは、縦1.5メートル以下、横0.8メートル以下とすること。

- (3) 添加する看板の表示面積は、1平方メートル以内とすること。

第22—3 バス停留所上屋への添加広告の占用

1 占用物件の場所及び構造

- (1) 上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置）のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面等以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。
- (2) 添加広告板を設置した後の歩道等の有効幅員を確保（原則2.0メートル以上）できない場合は、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にし、視認性を妨げるものがないなど、安全策が十分に講じられているときには、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、添加広告板の設置を認めることができる。
- (3) 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- 特に、添加広告板の最下部と路面との間に十分な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられている場合は、この限りでない。
- (4) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。
- (5) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内とすること。
- (6) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものとする。
- (7) 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ、添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
- (8) 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものとする。なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることができる。
- (9) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないも

のとすること。

- (10) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2平方メートル以内とすること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
- (11) 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内（広告物は、バスの運行上必要と認められるものも含まれる。）とすること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対する直接の訴求の対象とならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。
- (12) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならない。
- (13) 広告物は、反射材料式であってはならない。
- (14) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

第23 掲示板等の占用

- 1 地方公共団体、町内会等の団体が、広報等の公共的目的のために設置する場合に限る。
- 2 占用の場所
 - (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
 - (2) 法敷等がない歩車道の区別のある道路では、歩道上で、路端に設置するものとし、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。
 - (3) 法敷等がなく歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。
- 3 占用物件の構造
 - (1) 倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
 - (2) 占用物件の高さ及び長さは、2メートル以下とし、厚さは、0.2メートル以下とすること。
 - (3) 支柱の方径又は直径は、0.15メートル以下とすること。
 - (4) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
 - (5) 占用者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。

(6) 占有物件が寄贈されたもので、寄贈者名等を表示する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものであること。

ア 寄贈者名等の表示板（以下、「表示板」という。）は、掲示板等とは別に離隔をとって掲示板等の下に取り付けること。

イ 表示板の幅は、掲示板等の幅を超えないものとし、高さは掲示板等の高さの4分の1以下で、表示面積は0.5平方メートル以内とすること。

ウ 表示板は、反射材料式でないこと。

第24 バス停留所標識の占有

1 占有の場所

(1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置すること。

(2) 歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。

2 占有禁止の場所

(1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋

(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分

(3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

(4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

3 占有物件の構造

(1) 路面に固定し、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

(2) バス停留所標識の高さは、路面から標識の上端まで、2.5メートル以下とすること。

(3) 柱の方径又は直径は、0.1メートル以下とすること。

(4) 占有者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。

第24—2 照明式バス停留所標識（広告付き）の占有

「照明式バス停留所標識（広告付き）の道路占有について（昭和49年2月1日付け建設省道政発第5号）」によるほか、次に定めるところによる。

1 占有の場所

(1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。

- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が認める場合は、歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置することができる。この場合において、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。

2 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

3 占用物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向平行して設けること。

第25 消火栓標識の占用

1 消防長が設置する場合に限る。

2 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 法敷等がない歩車道の区別のある道路では、歩道上で、路端に設置すること。
- (3) 法敷等がなく歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。
- (4) 消火栓標識は、道路の方向と平行して設置すること。
- (5) 消火栓又は消防水利施設1箇所につき1本とすること。

3 占用物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
- (3) 消火栓標識の高さは、路面から標識板の下端まで1.8メートル以上とすること。
- (4) 標識板の大きさは、直径0.6メートル以下とすること。

第25—2 消火栓標識（広告付き）の占用

1 消防長が設置する場合に限る。

2 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 法敷等がない歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置すること。
- (3) 法敷等がなく歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。
- (4) 消火栓又は消防水利施設1箇所につき1本とすること。

3 占用物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
- (3) 標識板の下端（当該標識板の下に広告物を添加する場合は、当該広告板の下端）は、路面から4.5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、3.5メートル以上とすることができる。
- (4) 標識板の大きさは、直径0.6メートル以下とすること。

第26 案内標識の占用

- 1 国又は地方公共団体が設置する場合に限る。

2 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 法敷等がない歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置するものとし、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (3) 法敷等がなく歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。この場合において、当該占用物件を設置した後の道路の有効幅員は、6メートル以上とすること。

3 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分

- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分
- (5) 歩車道の区別のない道路における対側の占用物件から8メートル以内の部分

4 占用物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
- (3) 標識板の下端は、路面から4.5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。
- (4) 標識板の大きさは、一辺の長さを1メートル以下とすること。
- (5) 占用物件が寄贈されたもので、寄贈者名等を表示する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものであること。

ア 寄贈者名等の表示板（以下、「表示板」という。）は、標識板とは別に、離隔をとって標識板より下に取り付けること。

イ 表示板の幅は、標識板の幅を超えないものとし、高さは標識板の高さの4分の1以下、表示面積は0.5平方メートル以内とすること。

ウ 寄贈者名等の文字の大きさは、標識の文字より小さいものとする。

エ 表示板は、反射材料式でないこと。

オ 表示板及び寄贈者名等の色彩は、標識の効用をさまたげないものとする。

第27 横断幕の占用

- 1 官公署が一時的に設ける場合に限る。
- 2 占用の場所
 - (1) 横断幕の下端は、路面から4.5メートル以上とすること。この場合において、当該横断幕の両端は、既設の建築物又は工作物に取り付けるものであること。
 - (2) 歩道橋に取り付ける場合は、その主げた部分又は高欄部分に設けること。
- 3 占用物件の構造
 - (1) 横断幕の幅は、1メートル以下とし、長さは、9メートル以下とすること。
 - (2) 風雨等により落下しないよう堅固に取り付けるものであること。

第28 アーチ式装飾灯及びアーチ式街灯の占用

- 1 商店街等の団体が設置する場合に限る。

2 占用の場所

(1) 歩車道の区別のある道路の場合

ア 車道を横断して設置する場合は、両側の灯柱は、道路区域外に設置し、こ道部の長さは9メートル以上とすること。ただし、やむを得ず灯柱を道路区域内に設置する場合は、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置するものとし、灯柱を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。この場合において、灯柱と灯柱との間隔は、9メートル以下とすること。

イ 歩道内に設置する場合は、市長が認める場合に限るものとし、灯柱の一方は、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置し、他の一方は、道路区域外（やむを得ず道路区域内に設置する場合は、路端）に設置すること。

(2) 歩車道の区別のない道路では、道路幅員9メートル以下の場合に限るものとし、両側の灯柱は、道路区域外に設置すること。ただし、やむを得ず灯柱を道路区域内に設置する場合は、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。この場合において、当該灯柱を設置した後の道路の有効幅員は、6メートル以上とすること。

(3) 商店街の出入口に設置すること。ただし、やむを得ず当該商店街の出入口のほかに設置する場合は、設置間隔を100メートル以上とすること。

3 占用禁止の場所

(1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋

(2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分

(3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

(4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

4 占用物件の構造

(1) 倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

(2) こ道部の下端は、路面から5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、3.5メートル以上とすることができる。

(3) 灯柱の方径又は直径は、0.3メートル以上とすること。

(4) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。

- (5) 占有者の名称以外の広告物を表示又は提出しないものであること。

第29 こ道広告の占有

- 1 地方公共団体、町内会、商店会等の団体が、祭礼、催物等のため一時的に設ける場合に限る。

2 占有の場所

- (1) 歩車道の区別のある道路で、歩道内に設置する場合は、歩道幅員は、3メートル以上の場合に限るものとし、灯柱の一方は、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置し、他の一方は、道路区域外（やむを得ず道路区域内に設置する場合は、路端）に設置すること。
- (2) 歩車道の区別のある道路（道路幅員が9メートル以下の場合に限る。）で当該道路を横断して設置する場合は、両側の支柱を道路区域外に設置すること。
- (3) 歩車道の区別のない道路では、道路幅員9メートル以下の場合に限るものとし、両側の支柱は、道路区域外に設置すること。ただし、やむを得ず支柱を道路区域内に設置する場合は、L型側溝のあるものについては路端から0.25メートルの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。
- (4) こ道広告の設置間隔は、50メートル以上とすること。

3 占有禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分

4 占有物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) こ道部の下端は、路面から5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、3.5メートル以上とすることができる。
- (3) 灯柱の方径又は直径は、0.3メートル以下とすること。
- (4) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。
- (5) 占有者の名称以外の広告物を表示又は掲出しないものであること。

(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設)

第30 こ道構台の占用

1 建築工事落下防止施設、工事用詰所及び工事用受電施設のために設置する場合に限る。

2 占用の場所

(1) 歩車道の区別のある道路の歩道上に設置するものとし、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。この場合において、支柱の一方は、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置し、他の一方は、路端又は道路区域外に設置すること。

(2) 構台の下端は、路面から3メートル以上とし、方づえを設ける場合は、当該方づえの下端を路面から2.5メートル以上とすること。

3 占用物件の構造

(1) 構台の大きさは、必要最小限の規模とし、倒壊、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

(2) 支柱の方径又は直径は、0.3メートル以下とすること。

(3) 構台の下部に照明施設を設けるものであること。

(4) 構台は、雨水の処理を考慮した構造とすること。

(5) 基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。

(6) 官公署の指示に基づく表示板以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。

第31 工事用仮囲い及び足場の占用

1 占用の場所

(1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上で、出幅は、路端から1メートル以下とし、歩道幅員の3分の1を超えない区域に設置すること。

(2) 歩車道の区別のない道路では、出幅は、路端から1メートル以下とし、道路幅員の10分の1を超えない区域に設置すること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、落下防止施設については、必要な出幅とすることができる。

2 占用物件の構造

(1) 設置するに当たり、路面に損傷を及ぼさない構造であること。

(2) 倒壊、落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

(3) 落下防止施設を設ける場合は、その下端は、路面から4.5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。

(4) 足場の前面には、シート、金網等を張り巡らすこと。

(5) 官公署の指示に基づく表示板以外の広告物を表示又は掲出しないものであること。

(道路法施行令第7条第5号に掲げる工事用材料)

第32 工事用材料の占用

1 道路工事等のため、一時的に占用する場合に限る。

2 占用の場所

(1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に限る。

3 工事用材料の外周に、川崎市道路占用規則（平成3年川崎市規則第33号）に規定する占用工事施行基準による保安施設を設けるものであること。

4 道路占用許可表示板以外の広告物を表示又は掲出しないものであること。

(道路法施行令第7条第6条に掲げる建築物)

第33 特定仮設店舗等の占用

「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和32年7月9日付け建設省道政発第190号）」による。

(道路法施行令第7条第9号に掲げる施設)

第34 高架道路の路面下の占用

「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について（平成21年1月26日付け国土交通省国道利第17号）」及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて（平成21年1月26日付け国土交通省国道利第19号）」による。

(道路法施行令第7条第12号に掲げる車輪止め装置その他の器具)

第35 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用

1 地方公共団体、公益法人、鉄道事業者、商店会その他の団体が公共的目的のために設置する場合に限る。

2 占用の場所

(1) 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。

以下同じ。）に設けること。ただし、原動機付自転車又は二輪自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の駐車器具を設ける場合は、車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分とすること。

(2) 当該占用物件を設置した後の有効幅員は、歩道で2メートル以上、自転車歩行者道で3

メートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあつては歩道で3.5メートル以上、自転車歩行者道で4メートル以上）とすること。ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を自転車及び原動機付自転車等（以下「自転車等」という。）の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が従前を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りでない。

- （3） 横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。
- （4） 近傍に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に原則として0.75メートル以上の間隔を確保できる場所であること。

3 占用物件の構造

- （1） 自転車等駐車器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとする。
- （2） 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- （3） 車輪止め装置は、安全や視距を確保する観点から、平面式とする。
- （4） 歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること。この場合においては、自転車等が駐車されることとなる道路の部分の外周のうち、歩行者等の進行方向と交差する部分がある場合には、柵等を設けること。なお、当該部分以外の外周においても交通安全上、必要に応じて柵等を設けること。
- （5） 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること。
- （6） 自転車等の駐車等に際し、歩行者や自転車等と接触することがないように、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと。
- （7） 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する法令に定められた道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- （8） 原動機付自転車等駐車器具を設ける場合においては、原則として原動機付自転車等は車道側から進入するものとする。

（道路法施行令第16条の3各号に掲げる歩行者利便増進施設等）

第36 第2、第5、第7、第8、第10、第11、第13、第19、第21から第23まで、第26から第29まで

及び第35の基準にかかわらず、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国土交通省国道利第24号）」による。

（都市再生特別措置法施行令第17条各号に掲げる施設等）

第37 第2、第5、第7、第21から第23まで、第26から第29まで及び第35の基準にかかわらず、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成23年10月20日付け国土交通省国道利第22号）」による。

第38 第1から第37までの基準によりがたいと認められる場合は、そのつど市長が定める。